

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
の一部を改正する法律案要綱

- 1 療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、これらの補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、これらの補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものであるときは、これを行使することができるときから五年とする。（第九条関係）
- 2 施行期日等
 - （１）この法律は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
 - （２）この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）